

消費者教育ミニコーナー

消費・生活相談室 ☎55-5148

4年4月1日から成年年齢は18歳になります

Q 成年年齢の引下げによって、18歳で何ができるようになるのですか？

A 親の同意を得なくても、さまざまな契約をすることができるようになります。

例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する(支払い能力により、クレジットカードが作成できないことがあります)、ローンを組んで自動車を購入する(返済能力を超える場合など、契約できないこともあります)、といったことができるようになります。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所(居所)や、進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。

もっとも、これらについて、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことには変わりはありません。

そのほか、民法の成年年齢は、民法以外の法律において各種の資格の取得や各種行為をするための必要な基準年齢とされていることから、例えば、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと(資格試験への合格などが必要)が18歳でできるようになります。

注意 未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができます(未成年者取消権)。成年年齢が18歳になると、18歳、19歳の若者は、未成年者取消権を行使することができなくなり、契約を取り消すことができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。

- 不安な時や、困った時は、松江市消費・生活相談室(55-5148)、消費者ホットライン(188)にご相談下さい。松江市消費者教育推進計画については(55-5644)へお問い合わせください。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

内 女性の人権に関するお悩みや困りごとなど、強化期間中は時間を延長して電話相談に応じます。

時 11月12日(金)～18日(木) 8:30～19:00
(土曜・日曜は10:00～17:00)

☎0570-070-810(ナビダイヤル) **¥** 無料

問 松江地方法務局人権擁護課 ☎32-4260

11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です

内 パートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは女性の人権を著しく侵害するものです。運動期間中はシンボルマークのパープルリボンなどを活用した啓発活動を行います。

松江城パープルライトアップ

11月22日(月)～24日(水)の日没15分前～22:00

相談窓口 ※いずれも祝・休日、年末年始を除く

男女共同参画センター	☎25-2602(相談専用)	月・火・木・金曜10:00～16:00
家庭相談課	☎55-5210	月曜～金曜8:30～17:15
島根県女性相談センター	☎25-8071(相談専用)	月曜～金曜8:30～17:00

問 男女共同参画課 ☎32-1196

11月の市民相談(無料)

会場 消費・生活相談室(別館1階) ☎55-5148

- ・ 各種相談は市民ならだれでも受けることができます。
- ・ 法律相談、登記相談は予約制です。電話で予約できます。
- ・ 法律相談は1人年1回としています。

相談名	相談日・時間
くらしの相談・消費生活相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00
法律相談(予約制)	2日、9日、16日、30日(火) 13:15～16:15
行政相談	10日、24日(水) 13:00～16:00
登記相談(予約制)	18日(木) 13:00～16:00
人権相談	17日(水) 13:30～16:00
行政書士相談	25日(木) 13:00～16:00
労働・社会保険相談	19日(金) 13:30～16:00
暴力団に関する相談	12日(金) 13:30～16:00

各種相談はおおむね1回30分程度とします。
新型コロナウイルス感染防止のため、中止する可能性があります。

まつえ新庁舎建設ニュース～新しい市役所を建設しています～

新庁舎整備課 ☎55-5454



8月中旬から地下の掘削作業を行っています。

写真は、2.5m付近まで掘り下げたところです。最終的には深さ6m付近まで掘削します。

(ホームページ)

